## 答 弁 第 二 号昭和五十二年三月十五日受領

## 内閣衆質八〇第三号

昭和五十二年三月十五日

内 閣 総 理大臣 福 田

赳

夫

議 院 議 長 保 利 茂 殿

衆

衆 議院 議員 木原実君提出石油パイプライン事業法の 解釈及 び運 用に関する質問 に 対 し、 別紙答

弁書を送付する。

(質問の  $\equiv$ 

衆 議 院 議 員 木 原 実君提 出 石 油パイプライン事業 法 の解 釈 及び 運 用 に関する質 問 に 対

する答弁書

一について

石油パイプライン事業法(以下「法」という。) 第十五条第四項の規定に基づき新東京国際空港

公 団 (以下「公団」という。 が行つた期限 この延長・ 申請 は、 その時点にお *(* \ て、 申 請 0) 期 限 内 に、

千葉 市 内 ル  $\vdash$ に つい 7 結 論 が 得 5 れ、 同 条 第 項 0) 申 · 請 をすることが可 能 であ ると判 断 L た

上でなされたものと承知している。

な お、 昭 和 五. + 年  $\mathcal{O}$ 期 限  $\mathcal{O}$ 延 長 申 請 理 由 に つい て は、 五十年 . О 理 由を前 提として、 その後

新たに生じた事由を考慮したものと承知している。

二について

法 第 + 五. 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 期 限  $\mathcal{O}$ 延 長 は、 申 請 に 基 づ き、 期 限 ま で に 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 認 可

を 申 請 す る ことが でき な いことに つ き Þ む を 得 な 1 理 由 が あ る と 認 8 5 れ る 場 合 に 主 務 大 臣 が

そ  $\mathcal{O}$ 理 由 に 照 5 L 適当と認める期日 を定めてこれをするも ので あ る。

三について

御 質 問 に係 る導管 の撤 去自 体は事業用施設等の変更に該当し ない から、 事前に法第八条の手

続を必要とするものではない。

四について

公 寸 は、 法 第二十 七 条  $\mathcal{O}$ 保 安 規 程  $\mathcal{O}$ 認 可を受 分けて お 5 ず、 ま た、 法 第 <u>二</u> 十 八 条  $\mathcal{O}$ 保 安 技 術 者

を 選 任 L て *\* \ な 1 が、 これ 5  $\mathcal{O}$ 手 続 は 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 使 用 を 開 始 す る までに行うことを要 す ると

考えている。

法 第二十九条の保安検査は、 その設置につき法第十六条の完成検査を受けた事業用施設につ

いて、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第六条第二項に規定する時期ご

御質問に係る既設部分については、いまだ完成検査を受けるに至

つていない。

とに受けるべき検査であり、

右答弁する。